

平成24年11月26日

甲州市長 田 辺 篤 様

甲州市行政改革推進委員会
会 長 熊 谷 隆



甲州市行政改革大綱・実施計画による改革推進について（答申）

甲州市行政改革推進委員会では、平成24年9月21日付けで諮問を受けた「甲州市行政改革大綱・実施計画(甲州市改革推進プログラム)による改革推進に関すること」について審議を重ねた結果、次の通り集約されましたので、ここに答申いたします。

今後、更なる行政改革の推進に取り組み、市民福祉の向上に努めてください。

記

平成23年度の行政改革実施計画の取り組みとしては、全体的に計画された内容の実施が確認できるものの、「改善に向けて検討に着手した」とする項目についても「計画どおり進められている」と評価しているため、取り組みの効果が正しく把握し難い状況です。

また、第一次の行政改革の取り組みと比較すると、職員及び組織の行政改革に対する認識が希薄になりつつあると感じられます。

したがって、これまでに当委員会が答申等で指摘した改善要望を再確認するなどし、再度、職員及び組織全体が行政改革の本質と重要性を再認識し、市民サービスの維持と質の向上に向けた改革を継続してください。

現在、職員数の削減が進められており、平成18年度と今年度の当初と比較すると、64名の減少であり約15%の削減率となっています。合併特例期間の終了に伴う地方交付税の減額等を考慮すると、更に職員数を削減しなければならないことも予測されます。

職員の削減に当たっては、事業の不断の見直しを行う中で、事業評価による「選択と集中」や官民連携手法等の活用による業務の減量化に取り組む必要があります。その上で予算額の縮減を実現し、あわせて職員定員削減へと発展させるべきと考えます。一方で、地域主権改革により新たな権限が県から移譲される中、さらなる業務量の増化や少子化対策や福祉・健康・医療政策等の充実も必要とされ、職員の削減と市民福祉の充実の双方に意を用いねばならない、非常に難しい舵取りが必要とされています。

この状況を乗り切るためには、前例踏襲主義ではなく、広い視野、創造力、先見性、コスト意識やサービス精神といった経営感覚を持ち、常に市民の幸せを念頭に、時代の要請に適

合した政策に果敢に挑戦する職員が求められます。本市においては、「職員の資質の向上」に向けた明確なアクションプランをもち、少数精鋭で業務が担える筋肉質の職員づくり・組織づくりと業務量に配慮した定員管理に取り組むことを求めます。

本市のあらゆる計画の中に「市民協働のまちづくり」がうたわれています。これを現実のものとするために、市民と行政のそれぞれが公共主体としての責任を自覚しつつ、対等・協力の立場で新しい地域の課題に対応する協働のまちづくりを進めてください。

そのために、行政の持つ情報の公開を進め、市民活動が行われる基盤づくりや側面支援を進めるとともに、行政運営への市民の参画機会を広げ、市民の意見を行政運営に生かすことが必要です。

市職員においては、「甲州市協働のまちづくりを進める基本指針」を再確認するなどし、「市民協働のまちづくり」の重要性を共通認識するなかで、率先的に地域活動や社会活動に参加し、地域の実情を市民と共有してください。

その他、委員会において特に議論が集中したものや指摘すべきとされた事項を「付帯意見」としますので特に改革に向けた注力を望みます。また、本市の行政改革大綱には、地域の活性化施策や福祉施策等の視点も盛り込んでいることから、そうした施策についての意見も含まれていますので、「第1次甲州市総合計画」と各種部門別計画との整合を図りながら、「職員の意識改革」を念頭に、「第2次甲州市行政改革大綱」を推進してください。

【付帯意見】

1. 共通事項

- (1) あらゆる事務事業について、確実性を保ちながら、スピード感のある進行を図ってください。
- (2) 個々の職員が現状の業務をゼロベースで見直し、さらに効果的・効率的な事業展開を目指して業務に向かうよう意識改革を推進してください。
- (3) 市長のトップマネジメントの下、10～20年後を見越した長期的・戦略的計画を「市民の声」を取り入れながら立案してください。個々の職員にあっては、現在の事業が未来の甲州市の基礎となることを理解して、常に「市民の声」を確認しながら業務に取り組んでください。計画立案とその実行に際しては、常に「市民の声を聞き」「市民に説明し」「市民の協働を念頭に」、行政と市民が一体的に甲州市政を推進する体制を構築してください。

2. 協働の推進について

- (1) 平成24年度から実施している「協働のまちづくり支援制度事業」では、市民が主体的に行うまちづくりを支援する事業として有効であり、「花いっぱいのみちづくり事業」「上東区リサイクルステーション太陽光パネル設置事業」の実施が見込まれており、市民協働の推進に寄与していると評価します。今後においてもさらに市民発意による協働によるまちづくりが推進されるよう、市が実施するあらゆる業務・事業に対し積極的な市民の参画を促し、市民目線での事業実施を意識してください。

- (2) 協働を推進するにあたっては、職員はもとより市民の協働意識が高まるよう啓発し、人材の育成に取り組んでください。特に、少子高齢化への対応には行政のみならず、市民の協働による推進体制が急務であります。甲州市の子育て対策をはじめ各種福祉行政においては他市町村に秀でる事業が展開されていると評価しますが、これに協働による市民の参画を得ることにより、さらに充実した福祉の推進体制が構築されるものと期待するところであり、関係団体等に積極的に働きかけることを強く願います。

3. 公共施設等の長寿命化と有効活用について

- (1) 勝沼ぶどうの丘や勝沼病院、複数の温泉施設、上塩後団地等をはじめとする各種公共施設については、これから修繕費に多額の経費が必要になると予測されます。
よって一定の整備基準を設け、適正な維持管理計画を策定し定期的な修繕を施す中で施設の長寿命化を図ってください。また修繕費、改築費等に関する基金の積み立て等の方策についても検討してください。
- (2) 指定管理者制度の導入施設にあっては、指定管理料とその効果の検証を推進してください。大菩薩の湯や天目山温泉等の類似施設にあっては、管理業務のうち基本的な業務委託（清掃・警備・保守点検等）については指定管理業務外とし、市が一括して各施設横断的に発注すること等による管理経費の削減を検討してください。
- (3) 公共施設等にあっては、ぶどうの丘や温泉施設等観光の推進による増収が見込まれる施設、市営住宅等の市民の生活施設、勝沼病院や大藤診療所等の医療施設など、その目的や採算性が大きく異なるのが現状です。
各公共施設等の現状と将来性を視野に入れ、官民連携手法の活用や民営化、休眠施設の用途(事業)廃止等、それぞれに効率的な運営方法の弾力的な導入を検討してください。

4. 少子高齢化対策と産業振興策の対応について

- (1) わが国は少子高齢化の進行により人口減少時代に突入しており、甲州市においても、合併した年の平成17年4月に約37,472人であった人口が本年4月時点では34,989人となり、この7年間で6.6%の減少となっています。また、同様に25.5%であった高齢化率は28.8%となり、3.3%増加しています。こうした状況を勘案し、子育てしやすい環境づくりや男女共同参画社会の推進、また、高齢化をマイナス側面だけで捉えず、健康寿命を延ばすための効果的な対策を展開しつつ、多様な存在である高齢者の意欲や能力を地域づくりに活かす方策に取り組んでください。
観光振興策にあっては、空き屋バンク制度の充実や市民との協働によるシティーセールス、地域のブランド化策を展開し、交流人口の増加策を推進してください。
- (2) 甲州市は全国に誇るフルーツの名産地であり、イチゴ、さくらんぼ、桃、ブドウ、柿と年間を通して高品質のフルーツが栽培され、ワインや枯露柿等その加工品の生産も盛んですが、後継者不足が懸念されているところでもあります。
平成23年度にスタートした農業研修生を受け入れ就農を支援するアグリマスター制度は、甲州市の農業振興には欠かせない特色ある事業と評価します。今後はこれらの施策をさらに充実・発展させ、特色ある農業の発展と後継者の育成を推進してください。

- (3) 雇用の確保のための企業誘致を積極的に展開する必要があります。そのためには現状の問題点を把握するとともに、今後の方向性を市民に明示しながら豊かな発想の下で施策を展開してください。

特に、特産のフルーツやワイン関連、甘草屋敷に由来する甲州甘草の利活用など、甲州市の特色をさらに発展させるような企業や、地球環境の保全に寄与する企業等の誘致が実現するよう最大限の努力をしてください。

- (4) 空き店舗・空き工場対策にも取り組んでいるところであり、特に空き店舗対策事業は、新規就業者や地域の活性化に寄与していると評価します。

今後は空き店舗バンク等を展開し、待ちの姿勢から攻めの姿勢へと施策を転換するよう積極的に取り組んでください。

- (5) 近年の観光キーワードとして「おもてなし」が注目されています。山梨県では、平成23年12月から「おもてなしのやまなし観光振興条例」が施行され、県を挙げての「おもてなし」が推進されています。甲州市にあっては県条例に先行して平成22年3月に策定した「甲州市観光振興計画」でも「市民のおもてなしの心をはぐくむ『市民総ガイド運動』の推進」が謳われています。

すでに甘草屋敷を拠点にした「甲州市観光ボランティアガイドの会」がおもてなしの心で観光客を迎えているところではありますが、さらに歩みを進めて「市民総ガイド化」を目指し、これまで以上に甲州市民一人ひとりに「おもてなしの心」の醸成を推進し、訪れる人が何度も足を運びたくなるようなまちづくりを進めてください。

5. 福祉と教育の振興について

- (1) 児童福祉の主要施策である子育て支援については、少子化による適正なニーズの把握が重要となります。甲州市では、『甲州市次世代育成支援地域行動計画』の後期行動計画として平成22年度から平成26年度に集中的・計画的に子育てを支援する「笑顔かがやく子育てプラン」を推進しており、子育て家庭を支援する「ファミリーサポート事業」や「一時預り事業」、小学校6年生までの通院・入院費と中学生の入院費を助成する「子ども医療費助成金制度」などの充実により、子育て支援施策の充実が見られることは喜ばしいことであります。

今後につきましては、施策の充実とより効率的な事業運営が重要となります。特に少子化が進行する現状での保育所運営は、私立保育所と公立保育所の定員充足率と地域での子育て支援策の充実や地域の活性化等の視点を踏まえながら、将来的な児童数を予測した効率的かつ適正な配置運営の方向性を示してください。

- (2) 公立小中学校の運営については、平成26年度で全ての小中学校の耐震化が完了する見込みであること、きめ細かな指導のための特別支援員や複式学級解消教員の配置等、教育環境の充実が図られています。

今後は「確かな学力育成プロジェクト」等の推進による教育内容の充実を図ってください。また、人口予測を基にした保育所の配置運営と連動し、将来的な統合等も含めた学校配置運営の方向性を検討してください。

- (3) 給食センターの運営については、平成26年秋の竣工予定で新給食センターが計画さ

れ、塩山地区の4調理場が集約されることとなっています。人口の推移によって、将来的には市内1センター方式も視野にさらに検討を進めてください。

児童・生徒に「安心安全」「美味しい」「温かい(冷たい)」給食を提供することは当然のことですが、甲州市が進める食育の視点を重視する中でさらに検討を重ね、より良いセンター給食となるよう十分配慮してください。その中で、調理業務の民間委託等、業務と施設運営の効率化についても慎重に検討してください。

6. 災害対策について

- (1) 関東大震災以降、阪神淡路大震災、新潟県中越地震、そして昨年の中日本大震災と大きな地震を経験し防災意識が高まるとともに、新たな大規模地震対策が求められています。近年では東海沖地震の発生が危惧されており、また、台風の大型化や竜巻、局地的大雨等の災害も全国で頻発しています。

幸い甲州市においては大きな災害の発生はありませんが、常に有事が発生することを念頭にその対策はもとより、平時における安心感を市民に与えることも行政の重要な役割と捉えられています。

したがって、各種災害に対する安全確保はもとより、現状の課題を明確化し市民に開示してください。併せて、各種災害時における避難所の運営体制について、実際に避難所開設訓練を実施する等、市民が日常生活において「安心」を感じられる施策を展開してください。

7. 情報発信について

- (1) CATV放送、地上デジタル放送、防災行政無線等の難視聴解消事業を展開してください。

また、インターネットや携帯電話の普及により多くの情報が氾濫し、必要な情報がわからない、誤った情報により行動する、情報環境が均質化しない、あえて情報から遠ざかる等の情報格差が社会問題化しています。

行政の使命として、多くの市民が必要とする正しい情報が入手できる環境の整備を推進してください。

- (2) 市の各種施策について、これまでの経過、今後の計画、進捗状況、実績報告などが閲覧できるよう、市のホームページの充実を図ってください。

特に市のホームページについては、情報の掲載が各課によってばらつきがあるように見受けられます。職員の技術を平準化し、利用者の立場でわかりやすく速やかに情報を掲載してください。

8. 各種計画の進捗管理及び評価並びに実績報告について

- (1) 本市の最上位計画である「第1次甲州市総合計画」と各課の分野別計画、行政改革大綱、行政評価が連動しまちづくりに活かされるよう、整合性を確保しながら市民の納得が得られる事業と評価を行ってください。

また、各種計画の進行状況や報告について、様式や報告内容を精査し、市民の誰もが容易に理解できるよう工夫・見直しを行ってください。

- (2) 過去の答申や委員の提言等の内容を再度確認し、単年の報告とその評価に留まらない、

長期的な進行管理、事業見直しを図るとともに、評価基準の明確化や現場を担う職員の声を聞く機会の設定等、評価や答申を出すにあたっての環境整備を図ってください。

9. 市議会改革について

- (1) 地域主権改革の流れのなか、議会は二元代表制の一翼であり、市民の意思を代表する議会として、市当局の行政改革に対応するべく、市民の声を聞きながら議会の改革を進めてください。

また、議会の運営にあたっては、平易な言い回しの励行や現在も行っている休日議会への傍聴者の増加対策、CATV 放送に注目が集まる改革を推進し、市民のための「市民と共に歩む議会」としてください。